

町田駅周辺地域エリア防災計画

2020年2月

町田駅周辺帰宅困難者対策協議会

町田駅周辺地域エリア防災計画 目次

第1章 策定にあたって.....	1
第1 計画策定の背景.....	1
第2 目的及び考え方.....	1
第3 計画の位置付け.....	2
第4 計画の策定体制.....	3
第5 計画の構成と対象範囲.....	4
第2章 現状の分析.....	6
第1 町田駅周辺地域の特徴.....	6
第2 災害時想定.....	7
第3 これまでの取組.....	8
第3章 今後の取組.....	11
第1 課題と取組の検討.....	11
第2 施設の整備及び管理.....	16
第4章 災害時の対応.....	17
第1 情報の伝達.....	17
第2 発災後の行動フロー.....	18
第3 一時滞在施設の運営例.....	19
I. 予防・事前準備.....	19
II. 開設・運営編.....	21
第5章 計画の推進について.....	24
第6章 参考資料.....	25

第1章 策定にあたって

第1 計画策定の背景

町田駅は1日平均乗降客数が約52万人となる重要な交通結節点であり、町田市民だけでなく、周辺市の人々や学生など、多くの人が集まる広域的な商業拠点となっています。駅周辺地域には、商業施設や公共公益施設が集積しているほか、小田急線町田駅とJR横浜線町田駅の二つの鉄道駅が近接しています。また、新宿や箱根方面、横浜や八王子方面など多方面へのアクセス性が高く、また町田バスセンターなどから市内外への路線バス網が広がっているなど、公共交通の利便性が高い地域です。

一方で、町田市に大きな影響を与える多摩直下地震（M7.3）は、今後30年以内に発生する確率が70%と可能性が高く、地震による広域的な交通機関の運行停止時には、帰宅困難者の発生により大きな混乱が懸念されます。

このような状況を踏まえ、行政機関、交通事業者、民間企業など駅周辺の関係者が互いに力を合わせ、災害対策に総合的に取り組む必要があることから「町田駅周辺地域エリア防災計画」を策定します。

また、これにより災害に強いまちとしての信頼性を確保し、まちを訪れる人が安心して過ごせる環境を整え、地域の魅力と価値をさらに高めていきます。

第2 目的及び考え方

1 計画の目的

本計画の目的は、以下のとおりです。

- 町田駅周辺地域で想定される、滞留者・帰宅困難者による混乱を抑え、訪問者の安全及び円滑な救急・救命活動を確保する。
- 駅周辺の関係者による、災害時の情報共有や相互協力体制の確立により、各者の災害対応力を高める。

2 計画の考え方

本計画の策定にあたっては、以下の点を踏まえることとします。

- 都市再生特別措置法に規定される都市再生安全確保計画の記載事項を含めた計画とします。
- 事業者や個人が取り組む「自助」、地域の関係者が皆で互いに助け合う「共助」、行政機関による「公助」など、社会全体で取り組む計画とします。
- 災害発生時の初動対応体制確保のため、各関係者の情報受伝達体制、各関係者の役割を明らかにして、円滑な避難誘導や効果的な滞留者・帰宅困難者対応を展開します。
- 各関係者が今後の課題を共有し、意見交換を行い、課題解決に向けた取組の方向性を定める。
- 町田市地域防災計画における帰宅困難者対策を踏まえた計画とします。
- 町田駅周辺のまちづくりにおいても本計画が一つの指針として考慮されるような内容とします。
- 期間を定めず、計画にそって取組の実施、効果検証、改善、計画へのフィードバックを行います。

第3 計画の位置付け

町田市では、防災分野における様々な計画が定められていますが、「町田駅周辺地域エリア防災計画」は、町田駅周辺における大震災時の滞留者・帰宅困難者対応という特定課題に対して、町田市などの行政機関と交通事業者や店舗などの民間事業者等が連携して共通の目標やそれぞれが取り組むべき役割を定めるものとします。

なお、エリア防災計画は、都市再生特別措置法に規定される都市再生安全確保計画ではありませんが、都市再生安全確保計画に準じた位置付けであることから、都市再生特別措置法第19条の15第2項に基づいて作成します。

第4 計画の策定体制

町田駅周辺地域におけるエリア防災計画は、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会により検討・作成します。町田駅周辺帰宅困難者対策協議会の構成員は次のとおりです。

図表 1 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会委員名簿

種別	No.	機関の名称	施設名・部署名	
	会長	町田市		
大規模集客施設	1	(株)東急百貨店	町田東急ツインズ	
	2	(株)ユニカ	町田ジョルナ	
	3	(株)小田急百貨店	小田急百貨店町田店	
	4	(株)丸井	町田マルイ 町田モディ	
	5	(株)ルミネ	ルミネ町田店	
	6	(株)ファーストリテイリング	ミーナ町田	
一時滞在施設 (民間)	7	千寿産業(株)	ホテルラポール千寿閣 町田ボウリングセンター	
	8	(株)レンブラントホテルマネジメント	ベストウェスタンレンブラントホテル 東京町田	
	9	専修学校 河合塾	河合塾町田校	
	10	野村不動産ライフ&スポーツ(株)	メガロス町田	
交通機関	11	小田急電鉄(株)町田駅		
	12	東日本旅客鉄道(株)町田駅		
	13	神奈川中央交通(株)町田営業所		
	14	(一社)東京ハイヤー・タクシー協会 三多摩支部	町田地区会	
内会・自治 会・商工会・町	15	町田商工会議所		
	16	町田市町内会・自治会連合会		
	オブザーバー	町田市町内会・自治会連合会	町田第1地区	
官公庁		町田市町内会・自治会連合会	町田第2地区	
	17	警視庁町田警察署	警備課	
	18	町田消防署	警防課	
	19	神奈川県相模原南警察署	警備課	
	20	相模原市	危機管理局緊急対策課	
	21	相模原市	危機管理局危機管理課	
	22	相模原市	都市建設局まちづくり計画部交通政策課	
町田市	一時滞在施設 (公共)	23	相模原市	南区役所地域振興課
		24	町田市	町田文化交流センター
		25	町田市	町田市立中央図書館
		26	町田市	町田市民文学館
		27	町田市	健康福祉会館
		28	町田市	子どもセンターまあち
		29	町田市	町田市民フォーラム
		30	町田市	生涯学習センター
	策部 財務対	31	町田市	町田市民ホール
		32	町田市	財務対策部事務局長
		33	町田市	財務対策部調達輸送班長
		34	町田市	財務対策部被害調査班長
		35	町田市	災害統括班長

第5 計画の構成と対象範囲

1 本書の構成及び内容

本計画は、都市再生特別措置法第19条の15第2項に基づいて作成しており、計画の構成及び内容は以下のとおりです。

図表 2 エリア防災計画の構成及び内容

エリア防災計画の構成及び内容		法の位置付け (都市再生特別措置法第19条の15第2項)
第1章 策定にあたって	第1 計画策定の背景	基本的な方針(第1号)
	第2 目的及び考え方	
	第3 計画の位置付け	
	第4 計画の策定体制	
	第5 計画の構成と対象範囲	
第2章 現状の分析	第1 町田駅周辺地域の特徴	目標を達成するための事業及び事務(第2号~第6号)
	第2 災害時想定	
	第3 これまでの取組	
第3章 今後の取組	第1 課題と取組の検討	ー 都市再生安全確保施設の整備及び管理(第2号、第3号) 建築物の耐震改修その他滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業(第4号) 都市再生安全確保施設の整備及び管理(第2号、第3号) 都市再生安全確保施設の整備及び管理(第2号、第3号) 建築物の耐震改修その他滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業(第4号)
	第2 施設の整備及び管理	
	1 退避施設(一時滞在施設)	
	2 施設等の安全確保	
	3 備蓄倉庫の指定	
4 その他・滞在者等の安全を確保するために実施する事業等		
第4章 災害時の対応	第1 情報の伝達	滞在者等の誘導、情報提供その他安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項(第5号、第6号)
	第2 発災後の行動フロー	
第5章 計画の推進について		基本的な方針(第1号)

<都市再生特別措置法第19条の15第2項>

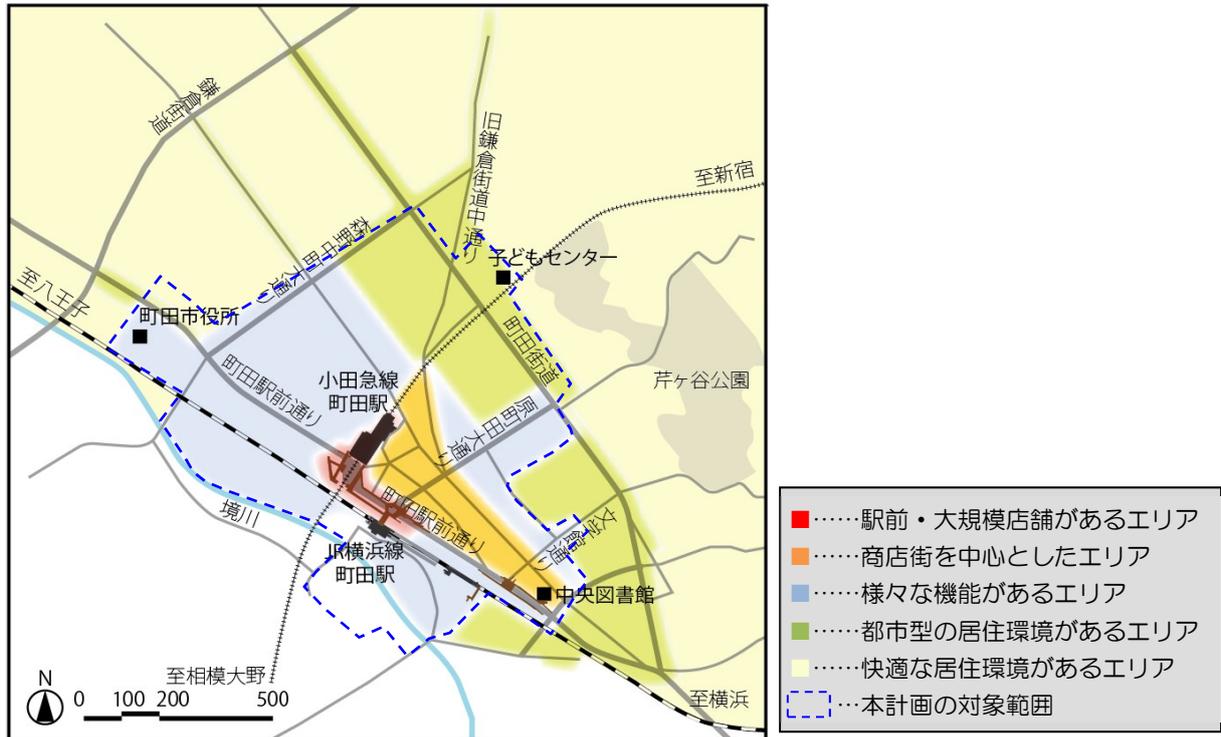
2 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
- 二 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
- 三 前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項
- 四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十六第一項において同じ。)その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項
- 五 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

2 本計画の対象範囲

町田市及び町田市中心市街地活性化協議会は、中心市街地のまちづくりを具体的に進めるための計画として「町田市中心市街地まちづくり計画」を策定し、図表 3 のとおり、エリアごとのまちづくりのイメージを示しています。

このうち、特に滞留者・帰宅困難者が多く発生することが懸念される「駅前・大規模店舗があるエリア」「商店街を中心としたエリア」「様々な機能があるエリア」を基本とした区域について、本計画の対象範囲とします。



図表 3 計画の対象範囲

第2章 現状の分析

第1 町田駅周辺地域の特徴

1 地勢・人口

町田駅周辺地域は、地形はほぼ相模原台地であり、この台地に小田急小田原線とJR横浜線が交差し、その周辺を中心に一大広域商業拠点が形成されています。

商業拠点としては、小田急線町田駅南口地域は東京都の商業集積地（都内956地区）の中で第7位、全国でも第10位の商業集積地になっており、都内でも有数の商業集積を示しています。

また、町田駅を中心として、おおむね30分程度で移動できる圏域である半径10km圏内には約200万人が居住しており、人口200万人を抱える都市圏の中核に位置していると言えます。

このように、町田駅周辺地域は、顕著な商業集積を示しながらも、住宅都市の中心でもあるという2つの側面を持ち、「生活都市」の拠点となる地域という性格を強く有しています。

2 交通

小田急線町田駅とJR横浜線町田駅の二つの鉄道駅が近接しており、新宿や箱根方面、横浜や八王子方面など多方面へのアクセス性が高く、また町田バスセンターなどから市内外への路線バス網が広がっているなど、交通の要所となっています。

小田急線町田駅とJR横浜線町田駅を合わせた1日平均乗降客数は約52万人となっています。



図表 4 町田駅周辺地域の街並み

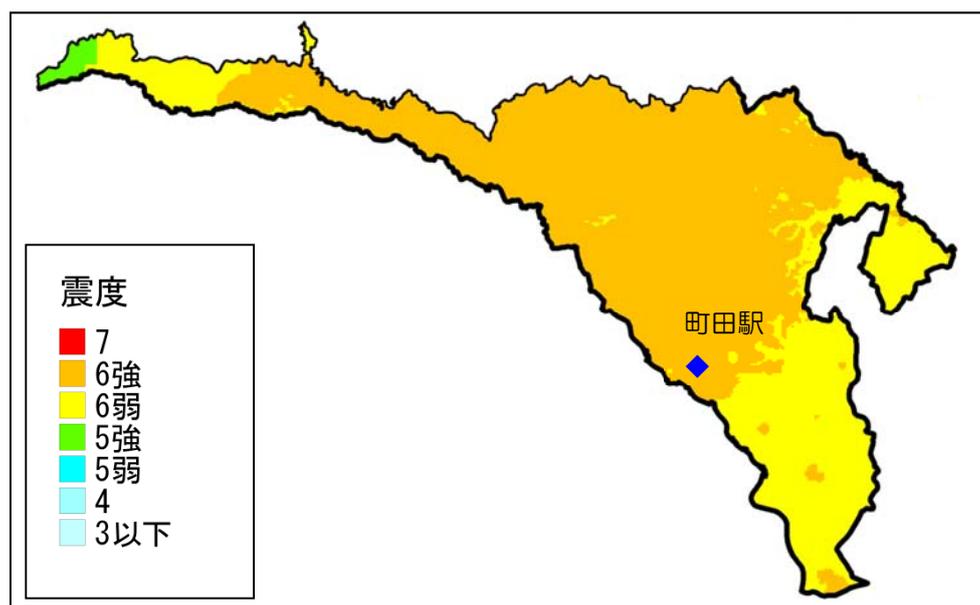
第2 災害時想定

1 地震被害想定

東京都防災会議が2012年（平成24年）4月に策定・発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、町田市に大きな影響を与える多摩直下地震（マグニチュード7.3、阪神・淡路大震災と同等の大きさ）は、今後30年以内に発生する確率が70%と可能性が高く、対策が急務となっています。この地震では、市域の北～中央にかけて震度6強、市南部で震度6弱を示し、町田駅周辺の滞留者は38,196人、その中でも屋外に滞留すると見られる人数は12,268人と想定されています。

図表 5 多摩直下地震（M7.3）の被害想定

種別		被害項目		被害想定
建物被害（ゆれ・液状化・急傾斜地の崩壊）		全壊棟数		3,931 棟
		半壊棟数		12,521 棟
建物被害（火災）		焼失棟数（冬18時、風速8m/s）		3,443 棟
人的被害（冬5時）		死者数		267 人
		負傷者数（重傷者数）		4,278 人（453 人）
ライフライン（冬18時）		停電率		11.4%
		固定電話不通率		3.2%
		上水道断水率		34.9%
		下水道管きよ被害率		25.9%
避難人口				92,758 人
帰宅困難者		滞留者数		319,134 人
		帰宅困難者数		86,680 人
滞留者	町田駅	駅周辺滞留者	屋内滞留者	25,928 人
			屋外滞留者	12,268 人
			小計	38,196 人
		待機人口（自宅及び自宅周辺にいる人数）	自宅	7,715 人
			移動なし	7,638 人
			移動開始前	3,240 人
			小計	18,593 人
滞留場所不明人口		2,011 人		
合計		58,800 人		



図表 6 多摩直下地震 M7.3 の想定震度分布

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定（2012年4月、東京都）より抜粋）

第3 これまでの取組

1 東京都帰宅困難者対策条例の徹底

市民や事業者、そして行政機関が取組むべき基本的事項について定めた、一斉帰宅抑制の基本方針及び帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により、普及啓発を図っています。

2 帰宅困難者用備蓄の推進

災害時に一時滞在施設において帰宅困難者を保護するため、必要な食料・物資等の備蓄を推進しています。

3 駅周辺の混乱防止対策

町田駅及びその周辺地区において、多数の帰宅困難者が滞留し、混乱が生ずる事態に備え、各主体が連携しつつ次の事前対策を講じている。

(1) 一時滞在施設の確保

東京都の被害想定によると、震災時の町田駅周辺の滞留者（屋外滞留者）は、12,268人の滞留者が発生すると予測されています。町田駅周辺地域では、2019年9月現在、13施設（収容人数 計14,800人）を一時滞在施設として確保しており、駅前の混乱防止、滞留者の保護のために活用することとしています。

第2章 現状の分析
第3 これまでの取組

(2) 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会における対策推進

2016年10月に、町田駅（小田急、JR）、町田駅周辺地域の事業者、商工会・町内会、行政機関（町田市、相模原市、警察、消防）で構成される「町田駅周辺帰宅困難者対策協議会（以下、「協議会」という）」が設置され、官民協働で帰宅困難者対策を進めていくものとなりました。

以降、同協議会は概ね年2回程度開催されているほか、協議会が中心となった帰宅困難者対策訓練が開催されています。

2019年1月には、多摩地域初の都との合同帰宅困難者対策訓練が開催され、外国人65人を含む約500人の参加により、4箇所の一時的滞在施設の同時開設、要配慮者の搬送、多言語による誘導等の訓練を実施しています。



図表 8 東京都・町田市合同帰宅困難者対策訓練のようす（2019年1月21日）

第3章 今後の取組

第1 課題と取組の検討

本項では、国や都等が公表する指針・ガイドライン類を踏まえ、検討課題として考えられる事項の洗い出しを行うとともに、各者の取組の基本方針について整理する。

1 検討課題及び取組の方向性

内閣府（防災担当）及び東京都は、首都直下地震発災時における帰宅困難者等対策について、横断的な課題について検討するための協議会（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を設置し、2012年に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（以下、「最終報告」という）」としてとりまとめています。

最終報告では、東京湾北部地震（M7.3）を検討の前提としていますが、本計画が災害時想定としている多摩直下地震（M7.3）における対策の場合も応用可能な内容であることから。同報告の検討事項を参考に、町田駅周辺地域の検討課題と取組の方向性を設定します。

図表 9 検討課題及び取組の方向性

検討課題 【最終報告記載箇所】	詳細	関連ガイドライン	主な取組主体	取組の方向性
一斉帰宅の抑制 【第2章】	① 企業等における施設内待機 ② 大規模な集客施設や駅等における利用者保護	事業所における帰宅困難者対策ガイドライン 大規模な集客施設や駅等の利用者保護ガイドライン	事業者等 大規模集客施設や駅の管理者	・施設内における安全確保体制の整備 ・備蓄倉庫の指定及び備蓄の推進 ・一斉帰宅抑制の意識啓発活動
一時滞在施設の確保 【第3章】	① 一時滞在施設の運営準備（平常時） ② 一時滞在施設の運営（発災時） ③ 一時滞在施設の確保・運営に関する行政支援策	一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン	施設管理者	・一時滞在施設の周知 ・一時滞在施設の運営体制の整備
帰宅困難者等への情報提供 【第4章】	① 帰宅困難者等に提供すべき情報 ② 情報提供における関係機関の連携と流れ ③ 施設管理者に期待される情報提供のあり方 ④ 関係機関等に求められる平時からの取組 ⑤ 家族等との安否確認手段の周知	帰宅困難者等への情報提供ガイドライン	国、地方公共団体、事業者等	・滞留者への情報提供ツールの活用検討 ・関係者間の情報連携
駅周辺等における混乱防止 【第5章】	① 地域の行動ルール策定 ② 駅前滞留者対策訓練のあり方	駅前滞留者対策ガイドライン	駅前滞留者対策に関わる関係機関	・一時的な避難スペースの周知・充実 ・避難経路等の検討・安全化 ・訓練の実施
徒歩帰宅者への支援 【第6章】	① 災害時帰宅支援ステーションの充実 ② 帰宅支援対象道路 ③ 徒歩帰宅訓練	帰宅困難者等への情報提供ガイドライン	災害時帰宅支援ステーションに関わる関係機関 帰宅支援対象道路の管理者	・災害時帰宅支援ステーションの指定 ・帰宅支援対象道路の周知及び徒歩帰宅訓練の実施
帰宅困難者等の搬送 【第7章】	特別搬送者を対象としたオペレーション	—	※現時点では、本協議会では該当しないが、東京都の動向を注視する。	—

2 取組の詳細

図表 9 に示す取組の方向性に沿って、各主体の事前対策（平常時の取組）及び災害時対応について、取組の詳細を定める。

1 一斉帰宅の抑制		実施主体					
		交通事業者	市本部	一時施設	警察	消防	商業施設
発災時は施設からの退避者等による路上の混乱が予想されるので、施設の安全性が確保された場合、施設内待機の実施が求められる。							
【事前対策（平常時の取組）】							
<input type="checkbox"/> 施設内における安全確保	・ 建物の耐震性の確保、備品等の固定・安全化	●	●	●	●	●	●
<input type="checkbox"/> 備蓄の確保	・ 従業員の施設内待機に必要な3日分の水・食糧等の備蓄	●	●	●			●
<input type="checkbox"/> 意識啓発活動	・ 一斉帰宅抑制の基本方針及び帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会等により啓発		●				
	・ 従業員等へ施設内待機、利用者保護の周知	●	●	●			●
	・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用伝言確認サービスの周知		●				
	・ 施設内待機、利用者保護の訓練の実施			●			●
【災害時対応】							
<input type="checkbox"/> 行動抑制・注意喚起	・ 施設の安全性が確保された場合、一斉帰宅行動を抑制		●	●			●
	・ 学校等は、児童・生徒等の安全確保、保護及び保護者との連絡手段を確保		●				
	・ （駅周辺の混乱が収まり、帰宅道路の安全が確認できた場合）事業所等は、徒歩帰宅が可能とされる10km圏内に在住する従業員から帰宅させる。 ・ 徒歩帰宅が困難な従業員は、鉄道運行が再開するまで、事業所に留めおく。			●			●

2 一時滞在施設の確保		実施主体					
		交通事業者	市本部	一時施設	警察	消防	商業施設
町田駅周辺地域では、被害想定における屋外滞留者数（12,268人）に対し、一時滞在施設の収容人数（14,800人）が上回っているため、これらの施設について、駅前の混乱防止、滞留者の保護のための適切な運営を行うことが求められる。							
【事前対策（平常時の取組）】							
<input type="checkbox"/> 一時滞在施設の管理	・ 一時滞在施設の情報通信基盤の強化及び自家発電設備の整備と燃料の確保		●	●			
	・ 帰宅困難者のための備蓄の常時確保		●	●			
<input type="checkbox"/> 一時滞在施設の周知	・ 一時滞在施設案内マップの改善		●				
	・ 新しい「一時滞在施設開設情報」の提供方法の検討	●	●	●			●
<input type="checkbox"/> 一時滞在施設の運営体制の整備	・ 一時滞在施設の開設・運営マニュアルの整備			●			
	・ 一時滞在施設の開設・運営訓練の実施			●			
【災害時対応】							
<input type="checkbox"/> 一時滞在施設の開設・運営	・ 施設の安全性が確保された場合、一時滞在施設を開設		●	●			
	・ 帰宅困難者の受入れ		●	●			
	・ 受け入れた帰宅困難者への支援（物資の供給、情報提供、要配慮者の支援等）		●	●			
<input type="checkbox"/> 避難誘導施設の運営	・ 帰宅困難者が既存の避難誘導施設に避難した場合に備え、避難誘導施設における避難者と帰宅困難者の受入れ場所の分離等の運営ルールの検討		●				

3 帰宅困難者等への情報提供		実施主体					
		交通事業者	市本部	一時施設	警察	消防	商業施設
<p>発災時は、情報の不足や錯綜による混乱が予想されるため、多様な情報提供ツールの活用により、運行状況や被害状況等の情報を駅周辺滞留者（屋内滞留者、受け入れた帰宅困難者を含む）に迅速・的確に提供することが求められる。また、各主体は多様な通信手段等を確保し、情報連携に努める。</p>							
【事前対策（平常時の取組）】							
□情報提供ツールの活用検討	・ 退避者などへ災害情報や鉄道運行情報などの情報を発信するため、防災行政無線、館内放送などの活用の検討	●	●	●			●
	・ wifi スポットなどの整備及び活用方法の検討	●	●	●			●
	・ 要配慮者への情報提供ツール（音声、表示、多言語対応）の整備	●	●	●	●		●
□通信手段の確保	・ 情報共有手段の検討		●	●			
【災害時対応】							
□情報提供・情報共有	・ 路上での混乱や錯綜防止のため、退避ルートや一時滞在施設の情報を、防災行政無線、HP、ソーシャルメディア、マップの配布・掲示等により提供	●	●				●
	・ 災害情報や交通機関の運行情報を多様な伝達手段により広報	●	●	●			●
	・ 防災行政無線、災害時優先電話、メール等による各主体間の情報共有	●	●	●	●	●	●

4 駅周辺等における混乱防止		実施主体					
		交通事業者	市本部	一時施設	警察	消防	商業施設
<p>退避時における混乱や移動時の負傷者の発生、人命救助活動の妨げなどが予想される。これらを抑制するため、滞留者への的確な情報提供や安全な誘導が求められる。</p>							
【事前対策（平常時の取組）】							
□一時的な避難スペースの周知・充実	・ 駅改札付近の混雑解消のため、駅周辺で一時的に留まることができるスペースの周知・拡充		●				
□避難経路等の検討・安全化	・ 施設内や駅周辺地域において、一時滞在施設や安全な場所への避難ができるよう、避難経路を検討もしくは安全化	●	●	●	●		●
□訓練の実施	・ 発災時、駅周辺の滞留者の混雑を解消し、一時滞在施設等へ誘導できるように、関係者が連携した訓練の継続	●	●	●	●	●	●
□要配慮者への支援	・ 要配慮者への支援方法の普及・啓発		●				
【災害時対応】							
□退避誘導（混乱防止）	・ 駅階段などでの混雑・錯綜による二次被害の発生を防止するための注意喚起や、秩序だった移動の誘導	●	●		●		●
	・ 駅改札付近の混雑・混乱などの抑制のため、滞留者を混雑緩和スポットへ誘導	●	●		●		●
	・ 車両交通による混乱回避のため、交通誘導の実施				●		
□一時滞在施設への誘導	・ 開設された一時滞在施設へ安全に移動できるよう交通整理や誘導に実施				●		
	・ 一時滞在施設等への誘導経路の安全確保				●		
□負傷者対応	・ 負傷者が発生した場合の119番通報、応急救護や医療機関への搬送の協力	●	●	●		●	●
□安全確保措置	・ 二次被害を防止するため、災害に伴う破損により危険となった場所等への立ち入り防止措置等	●	●	●	●	●	●
□滞留者への情報提供	・ 路上での混乱や錯綜防止のため、退避ルートや一時滞在施設の情報を、防災行政無線、HP、ソーシャルメディア、マップの配布・掲示等により提供（再掲）	●	●				●
□要配慮者の移動支援	・ 車いすや杖の使用者、負傷者など移動困難な人に対し、協力して移動、搬送（担架の使用等）	●	●		●		●

5 徒歩帰宅者への支援 混乱収拾後、徒歩帰宅者に対し、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、休憩場所やトイレの提供等、沿道支援体制に基づく支援を展開する。		実施主体					
		交通事業者	市本部	一時施設	警察	消防	商業施設
【事前対策（平常時の取組）】							
<input type="checkbox"/> 徒歩帰宅支援マップの作成	・ 徒歩帰宅のための情報や帰宅経路を示した「徒歩帰宅支援マップ」の作成・配布	●					
<input type="checkbox"/> 徒歩帰宅支援のための設備の整備	・ 幹線道路沿い等の避難施設における徒歩帰宅者支援体制の整備 ・ 道路環境の整備（道路及び沿道建築物の耐震化の足進、災害・停電時LED街路灯の整備、分かりやすい標識 など）		●				
			●				
【災害時対応】							
<input type="checkbox"/> 帰宅の可否を判断できる情報の提供	・ 帰宅困難者が帰宅するタイミングや経路を判断できるよう、災害情報、帰宅道路の情報、交通機関の情報、徒歩帰宅支援マップ等を帰宅困難者へ提供	●	●	●	●	●	●
<input type="checkbox"/> 徒歩帰宅支援	・ 市で開設した避難施設において、徒歩での帰宅者に対して、水、食料、情報、休憩場所、トイレ等を提供		●				
	・ 災害時帰宅支援ステーション（都と民間企業との協定による各種店舗）や赤十字エイドステーション等、徒歩帰宅者への支援情報について広報		●				
	・ 避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等				●		
	・ 災害情報の提供及び駅周辺の二次的災害防止に係る支援				●	●	

第2 施設の整備及び管理

本節では、都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号、第4号に基づき、一時滞在施設として既に指定されている施設や避難経路、備蓄倉庫などを、関係者等と協議の上で、都市再生安全確保施設として定め、管理内容など実施に向けた協議が整った時点で記載します。

1 退避施設（一時滞在施設）

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、町田市より一時滞在施設として既に指定されている町田駅周辺地域の13施設を退避施設（一時滞在施設）として定めます（図表7）。

2 施設等の安全確保

都市再生特別措置法第19条の15第2項第4号に規定する都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修・その他滞留者等の安全確保を図るための必要な事業等について定めます（関係者等と実施に向けた協議が整った時点で記載します）。

また、都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、災害時に有効かつ重要な避難経路を退避経路として定めます（関係者等と実施に向けた協議が整った時点で記載します）。

3 備蓄倉庫の指定

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、滞留者等のための備蓄倉庫、その他の施設を定めます（関係者等と実施に向けた協議が整った時点で記載します）。

4 その他・滞留者等の安全を確保するために実施する事業等

都市再生特別措置法第19条の15第2項第4号に規定する都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修・その他滞留者等の安全確保を図るための必要な事業等について定めます（関係者等と実施に向けた協議が整った時点で記載します）。

第4章 災害時の対応

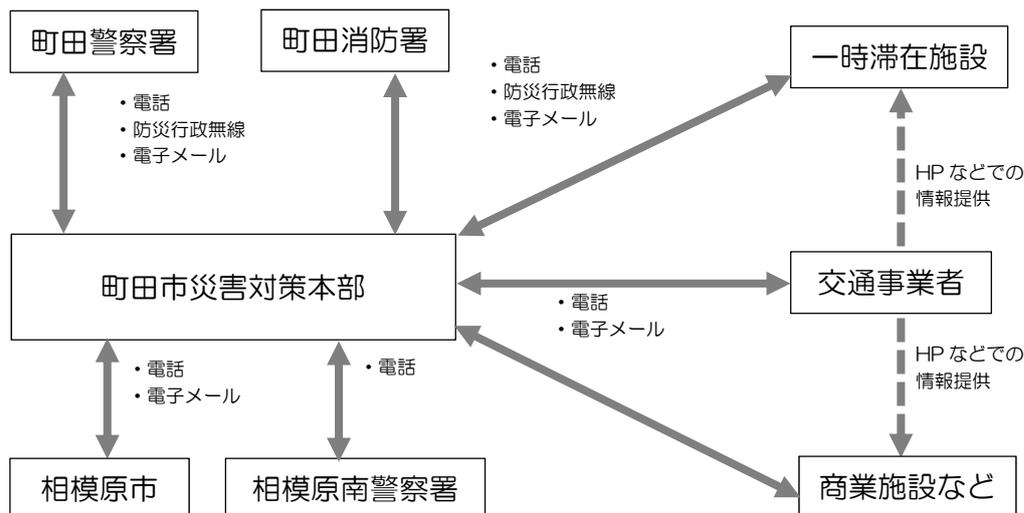
震災が発生した場合の行政や交通事業者の応急活動については、「町田市地域防災計画（震災対策編）」に定められています。

本章では、都市再生特別措置法第19条の15第2項第5号に基づき、発災時に滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項について、発災時の時系列に沿った交通事業者、行政機関、一時滞在施設、商業施設の行動内容を記載します。

第1 情報の伝達

情報受伝達の流れは以下のとおりです。

災害の状況によっては、下記全ての連絡ツールが使用可能とは限らないため、連絡体制内の各機関が持つ情報伝達ツール及び連絡先（電話番号・メールアドレスなど）と連絡窓口・担当者等を載せた連絡簿を関係者全員で共有・定期的に更新します。



図表 10 情報受伝達の流れ

1 伝達する情報

伝達する情報は以下のとおりです。

○鉄道の運行情報	○市内の被害・対応状況
○駅周辺の被害状況	○地震（余震）情報、気象情報
○駅周辺の滞留状況	○一時滞在施設の開設状況
○危険箇所の情報	○一時滞在施設の受入状況 など

第2 発災後の行動フロー



第3 一時滞在施設の運営例

一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れ、施設を運営する際の、基本となる計画及び手順等について、以下に例を示します。

なお、「第6章 参考資料」には、町田市民文学館の一時滞在施設開設マニュアルを掲載しています。あわせて参考として下さい。

I. 予防・事前準備

1 連絡網の確認

- (1) 運営要員等の連絡網を作成する【様式1：非常時連絡網】。
- (2) 災害時配備態勢の確認をする【様式1：非常時連絡網】。
- (3) 町田駅周辺の事業者、関係機関、行政機関等の担当者連絡網を作成する。

2 必要人員、応援態勢の確認

- (1) 一時滞在施設の施設管理者を決定し、代行者の順位を定める。【様式1：非常時連絡網】
- (2) 必要な人員の確認をする。【様式2：館内職員配置図】
 - 人員数は、受入スペースの準備や帰宅困難者の受付対応等がある初動期と、発災から時間が経過し、帰宅困難者の協力も得つつ、ある程度落ち着いた運営が可能な時期で分けて検討するとよい。
 - 必要人員は、ローテーションや応援要員も含めて検討する。
- (3) 発災時の参集ルールを定める。
 - 例)・緊急参集メール、館内放送等による参集とする。
 - ・一定以上の震度の地震が発生し、公共交通機関が運休となった場合に自動参集とする。

3 通信方法（情報伝達）の確認

- (1) 連絡手段の確保
 - ①内線電話・外線電話・携帯電話の通信状態を確認する。
 - ②地震発生直後、固定電話及び携帯電話は混雑又は断線により、つながらない又はつながりにくい状態になると想定されているため、無線やインターネットの活用等、災害時の連絡手段について検討する。
 - ③前記①②による方法がとれない場合には、伝令による情報伝達を行う。
- (2) 館内での情報提供の確認
 - ①館内放送の状態を確認する。館内放送が機能しない場合は、拡声機及び職員により正確に情報を伝える。
 - ②ホワイトボード等を活用し、状況の掲示、表示を行う。
 - ③テレビ・ラジオの状態（放送・電源が入るか、電池の確認）を確認する。

4 一時滞在施設の利用（配置）方法の検討

- (1) 一時滞在施設の配置の検討
 - 施設の利用（配置）方法について、帰宅困難者が「自由に入れる範囲」「立ち入り禁止となる範囲」を明確にしたうえで検討する。【様式2：館内職員配置図】

①自由に入れる範囲

- ・帰宅困難者の受付…入館受付票の記入や順番待ちも可能なスペースを設ける。
- ・受入スペース………受入人数の目安を設定のうえ配置を検討する。また、要配慮者が利用するスペース（授乳室など）や男女のスペース分けを検討する。
- ・情報提供場所………ホワイトボード、施設案内図及び受入ルール、周辺地図、テレビ・ラジコ等、情報提供に必要な資機材の設置を検討する。

②立ち入り禁止となる範囲

- ・運営本部 ・倉庫（物置として利用するスペースを含む）
- ・職員執務室 ・危険箇所 等

5 案内板の作成【様式3：案内表示】

(1) 一時滞在施設であることの表示

施設入口及び職員通用口に一時滞在施設として開放している旨の表示をわかりやすく表示する。なお、一時滞在施設の入口を1箇所に制限する場合等は、閉鎖する入口に誘導案内を掲示する。

(2) 会議室等への注意事項（受入条件及び共通ルール等）の掲示

- ①一時滞在施設の利用上の注意（受入条件及び共通ルール等）についての掲示物を作成する。
- ②要配慮者用スペースの利用上の注意（禁止事項等）についての掲示物を作成する。

(3) 館内案内図配布用（発災時用）を作成する。【様式4：館内案内図】



案内板の設置例

6 資機材の確認

- (1) 日常使用している資機材の確認をする。【様式5：資機材・備品チェックシート】
- (2) 職員休憩用の備品の確認をする（防寒用品、飲物・食料等）。

7 訓練の実施

- (1) 一時滞在施設の開設訓練の実施
- (2) 通信・情報伝達機器の操作訓練の実施

II. 開設・運営編

1 発災直後

1-1 発災時に開館している場合

(1) 状況確認

- ①地震のゆれが収まるまで利用者に安全確保を呼びかける。また、入口を全開にする（建物の躯体がゆがみ、ドアが開かなくなって避難できないことを防ぐ）。
- ②揺れが収まったところで、落下物等に注意しながら、利用者を安全な場所に誘導する。
- ③建物の安全確認を実施する。【様式6：受入態勢チェックシート】
- ④安全確認をふまえ、利用可能スペースに利用者を誘導する。

(2) 職員の確保

- ①職員の安否及び人数の確認を行う。外出職員も含め、参集可能な要員を確認する。

(3) 状況報告

- ①チェックシートにより現状を把握する。【様式6：受入態勢チェックシート】
- ②チェックシートにより状況を社内災害対策本部（市施設の場合は、施設を所管する対策部の事務局、以下同じ）に報告する。

1-2 発災時に閉館している場合

(1) 状況確認

- ①最初に到着した職員は、運営要員の参集予定の情報を収集する。また、入口を全開にする（建物の躯体がゆがみ、ドアが開かなくなって避難できないことを防ぐ）。
- ②建物の安全確認を実施する。【様式6：受入態勢チェックシート】
- ③安全確認をふまえ、利用可能スペースを設定する。

(2) 職員の確保

- ①職員の安否及び人数の確認を行う。外出職員も含め、参集可能な要員を確認する（時間帯別の予測）。
- ②必要に応じ、不足する職員を社内災害対策本部へ応援要請する。

(3) 状況報告

※《発災時に開館している場合》と同じ

2 発災直後から2～3時間後まで

(1) 一時滞在施設開設準備

- ①発災直後は、原則として施設内待機とし、一斉帰宅の抑制に努める。自宅がごく近隣にあり、安全に帰宅できることが確認できる場合は帰宅を促す。
- ②掲示（【様式3：案内表示】で作成したもの。ただし、館外への一時滞在施設の表示は、開設の指示の後に表示する）を張り出す。
- ③情報提供場所にホワイトボード、テレビ・ラジオ等の必要な資機材を設置する。
- ④帰宅困難者の受付場所及び受入スペースを設営する（必要に応じて、床にジョイントマット及び簡易莫莖を敷設する 等）。
- ⑤誘導用の資機材を準備する（ハンドメガホン等）。
- ⑥職員を配置する。応援要請に基づいた職員を随時配置する。

(2) 開設準備完了

- ①開設準備が完了したら社内災害対策本部及び町田市に報告する。

3 開設指示受領から開設運営

(1) 開設指示の受領

- ①町田市から開設の要請を受ける。
②ただちに開設し、町田市に開設完了の報告をする。

(2) 備蓄の要請

- ①開設完了の報告と同時に当初受入人数分の備蓄品の要請を行う。
②備蓄品の要請時に、備蓄の搬入口を町田市に伝達する。また、施設内の一時保管場所を決定する。
●水ペットボトル500ml ●ビスケット
●携帯ブランケット ●エアクッション
③備蓄品の運搬、配布に当たっては、必要に応じ帰宅困難者からもボランティアを募って実施する。

(3) 帰宅困難者の受入（受付）

- ①入館受付票のNo.に通し番号（2か所）を付番し、帰宅困難者に記入してもらう。【様式7：入館受付票】
②記入された入館受付票を受け取り、キリトリ線以下（退館書）を「帰りに受付に提出するよう」説明し渡す。（※随時、入館受付一覧表に名前、滞在利用人数を記載し、館内の利用者人数の把握をする。）
③受け付けの際に備蓄（水、ビスケット、携帯ブランケット、エアクッション）を配布する。
※利用条件を承諾しない方については、利用を拒否できる。
その際には、事情を説明し丁寧な対応をする。
※入館受付票の下側（退館書）は、退館の際に提出してもらう。
※風水害時は持込みが原則のため、配布しない場合もあります。
④受入人数が定員に達した後も帰宅困難者が訪れる場合は、町田市に他施設の開設状況を確認の上、一時滞在施設マップの配布等により近隣の一時滞在施設を案内する。



受付の設置例



配布物資の例

(4) 情報の提供・共有

- ①情報提供場所等におけるラジオの放送
②情報掲示板（ホワイトボード等を利用）の設置
＜情報提供内容の例＞
・交通機関の運行状況 ・病院の稼働状況 ・近隣一時滞在施設の開設状況
・被害に関する状況（震度、火災の恐れのある場所等）
・防災マップ、安否確認方法（171 チラシ） 等
※可能な範囲で、英語・中国語等での案内をする。
③開設後、正刻時（1時間毎）に受入人員を事務局に報告する。

※(3)①で記入して受け付けた、入館受付票(退館書)を利用する。

(5) 職員の休息

休息はスケジュールを定めて、一時滞在施設の施設管理者が責任をもって、交代で休息を取らせる(休息をとらないと、継続的な運営ができなくなるので、必ず休息を取ること)。

(6) 帰宅者(退館者)の誘導

①退館の際には、退館書を提出してもらう(※入館受付一覧表に退館記録を残し、館内の利用者数を把握する)。

②徒歩等による帰宅の場合は、任意に退館していただく事とする(退館書を回収する)。

③交通の再開による場合

(i)公共交通機関の運行が再開されたら、休息人員も復帰させ配置に付かせる(当初期の配置)。

(ii)配置完了後、公共交通機関が再開されたことを情報提供場所に掲示し、順に誘導する(館内放送等での案内により出口に押し寄せることを防ぐため、受入場所ごとに順に案内する)。

※退館は原則正面から退館していただくように誘導し、自動ドアの自動開閉スイッチは解除し、開放状態にする。その際に、必ず退館書を回収する。

④状況に応じて、後日家族等からの問い合わせに応じるため、退館記録票(別途作成)を記入してから帰宅するよう呼びかける。

4 一時滞在施設の閉鎖

(1) 閉鎖の判断

①避難者が少数になった時点で、町田市の指示により閉鎖する。

②残っている人は、町田市の指示により他の避難施設に誘導する。

③退館の際には、3(6)③(ii)の例による。

(2) 閉鎖の完了

①館内の片付けを行う。

②残った備蓄品は一箇所に保管し、後日町田市の指示により片付ける。

③閉鎖の完了を社内災害対策本部に報告する。

第5章 計画の推進について

本計画は、PDCA サイクルにより、計画に沿った取組や訓練を行い、取組の改善点等を、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会に諮り、計画へのフィードバックを行うことで、計画の見直しを図ります。

1 計画の推進体制

本計画の取組は、町田駅周辺地域帰宅困難者対策協議会の構成員をはじめ、取組に記載された機関や市民、その他関係者が実施するものです。そのためにも本計画の趣旨・内容を幅広く周知し、関係者の理解と協力を深めていくことで計画の推進を図ります。

2 計画の変更

訓練等により明らかになった課題やまちづくり計画の進捗に応じて、取組内容の見直し、対象地域の変更などがあった場合に、適宜、計画の見直しの検討を行います。

計画の変更は、協議会事務局による起案、もしくは変更内容に関わる事業者や関係機関で構成される分科会等により、計画変更案の検討・作成を行い、町田駅周辺地域帰宅困難者対策協議会がこれを審議・議決します。

3 訓練等の実施について

エリア防災計画に記載する滞在者等の安全の確保に向けた取組等が、実際の災害時にも円滑に実行できるように、あらかじめ駅周辺の関係者が把握しておく必要があります。そのためにも定期的に訓練等を実施し、災害時に速やかに対応できるような体制の整備を進めます。



図表 11 計画の改善イメージ（PDCA サイクル）

第6章 参考資料

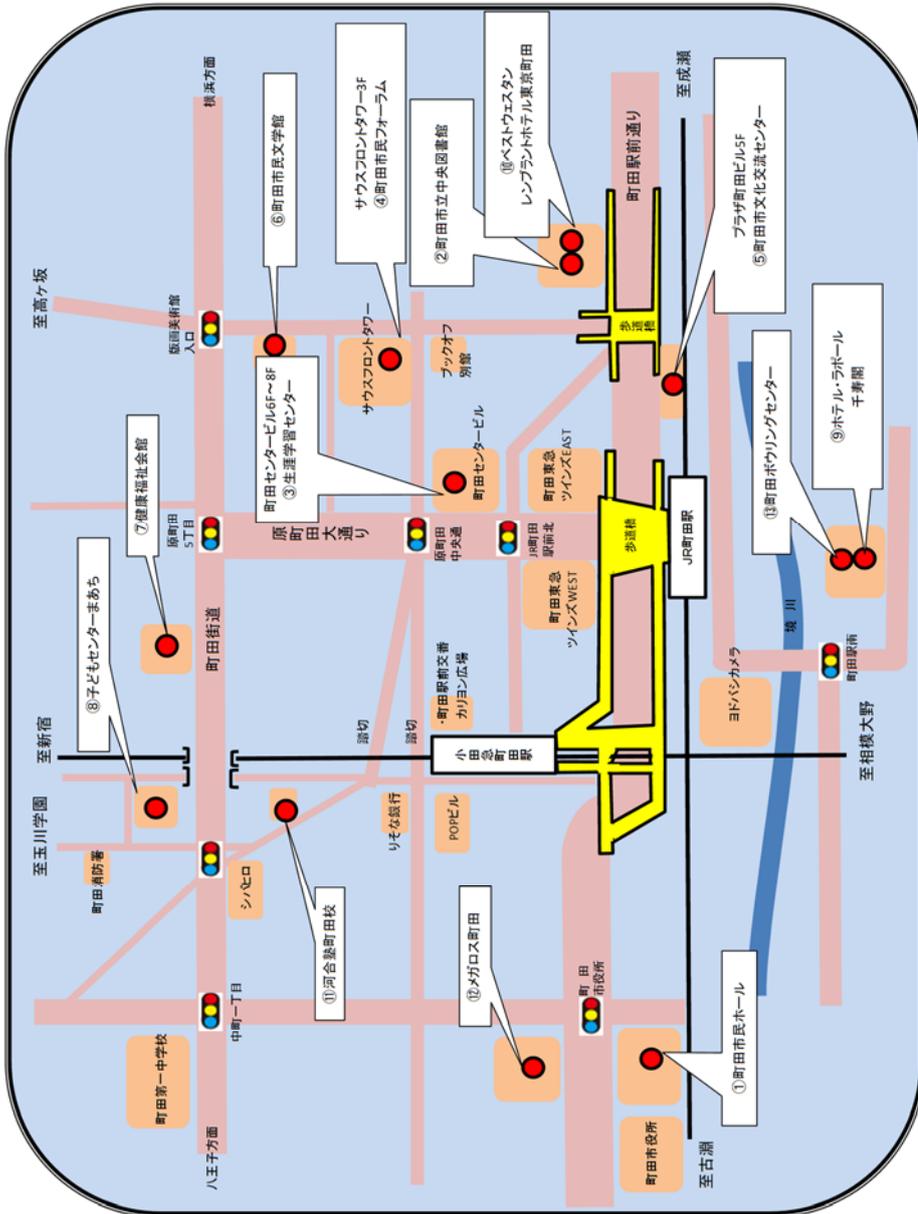
1 一時滞在施設マップ

種別	名称	住所	収容人数
公共施設	①町田市市民ホール	森野2-2-36	1,600人
	②町田市立中央図書館	原町田3-2-9	1,900人
	③町田市生涯学習センター	原町田6-8-1 町田センタービル 6F~8F	700人
	④町田市民フォーラム	原町田4-9-8 サウスフロントタワー2F~3F	600人
	⑤町田市文化交流センター	原町田4-1-14 フラガ町田ビル5F~6F	600人
	⑥町田市民文学館	原町田4-16-17	500人
	⑦健康福祉会館	原町田5-8-21	1,100人
	⑧子どもセンターまあち	中町1-31-22	800人
	⑨ホテル・ラポール千寿閣	相模原市南区 上鶴間本町3-11-8	1,100人
	⑩ベストウェスタン レンブラントホテル東京町田	原町田3-2-9	2,200人
	⑪河合塾町田校	中町1-18-6	1,600人
	⑫メガロス町田	森野2-2-45	1,000人
	⑬町田ボウリングセンター	相模原市南区 上鶴間本町3-11-8	1,100人
	合計	13施設	14,800人

東京都の被害想定によると、大きな地震が発生した際、町田駅周辺では、12,268人の滞留が発生すると予測されています。
町田市では、駅前の混乱防止、滞留者の保護のため、一時滞在施設の確保等の対策を講じています。

* 滞留者・・・発災直後、交通機関の運行停止等により、自宅への帰宅を止められる人。滞留者のうち、徒歩での帰宅が困難な方が「帰宅困難者」となります。
* 一時滞在施設・・・駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者を一時的に受け入れる施設

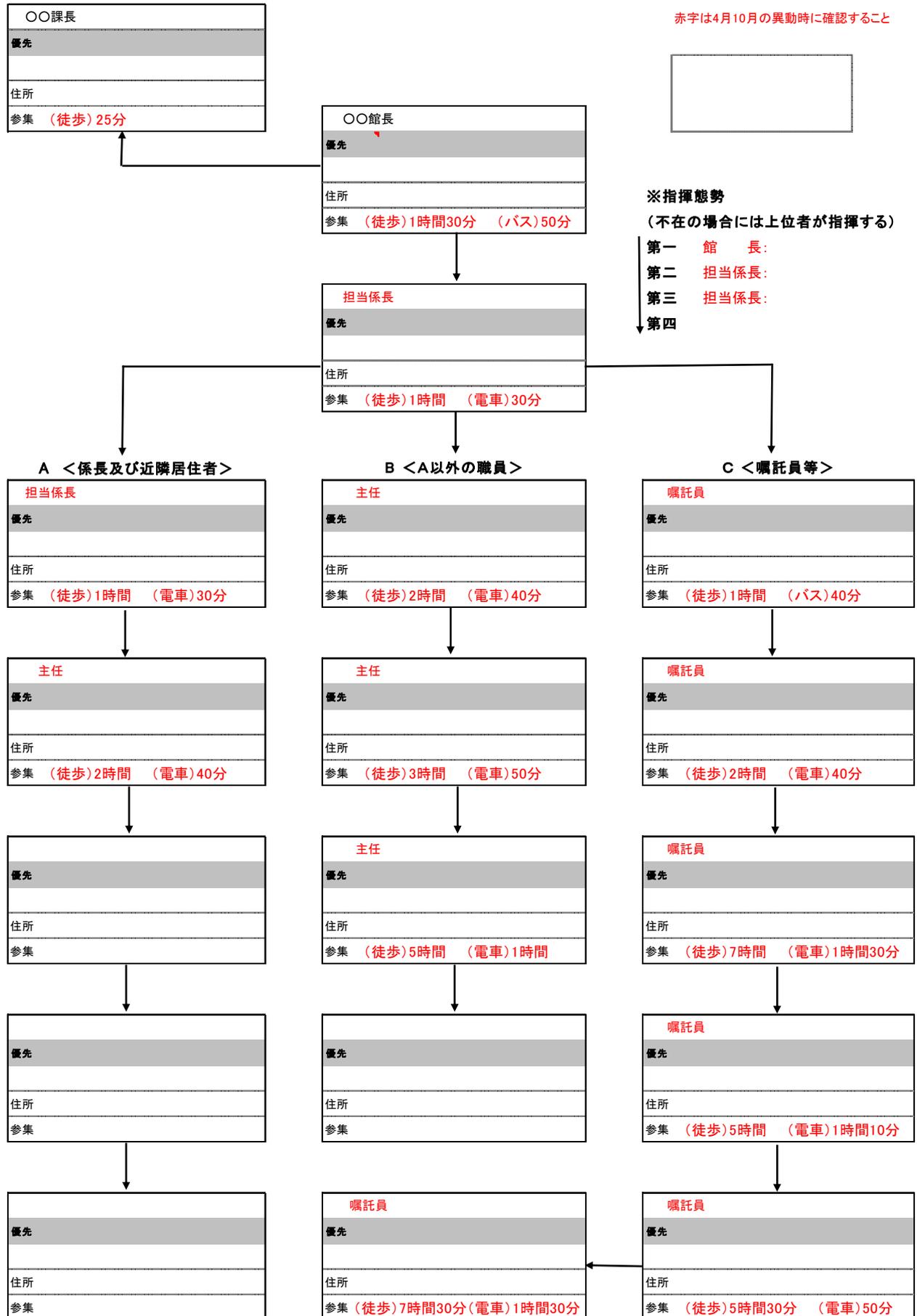
町田駅周辺(小田急線、JR線)の一時滞在施設マップ



※ 発災時における、上記施設の開設については、施設の被災状況や利用状況により、開設できない場合もございます。
発災時は、駅周辺で町田市や鉄道事業者から提供される最新の情報に従って、開設済みの施設へ避難するよう努めて下さい。

2 一時滞在施設における様式等

(1) 様式1：非常時連絡網



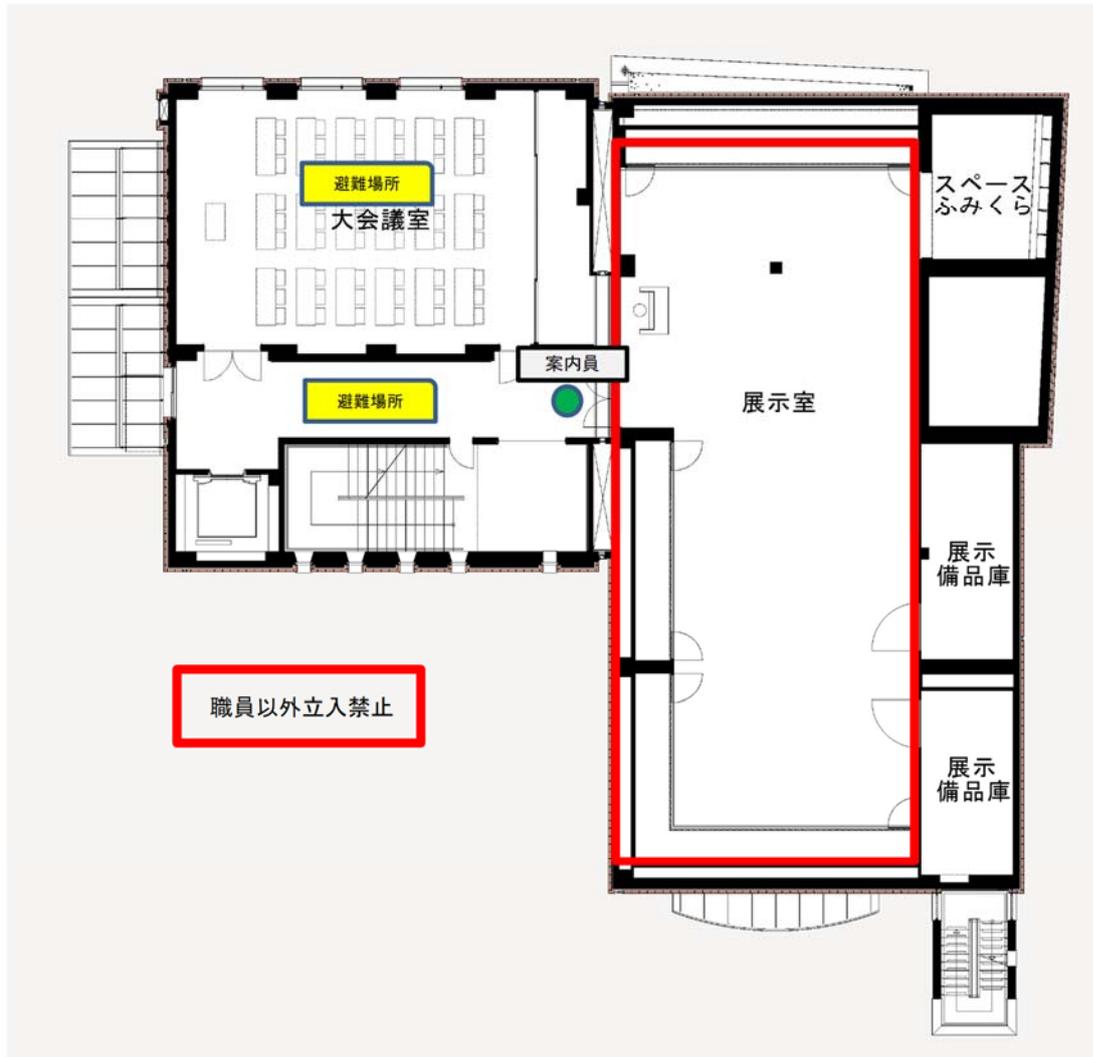
(2) 様式2：館内職員配置図

1F 配置図



1階平面図

2F 配置図



2階平面図

3F 配置図



3階平面図

(3) 様式3：案内表示

町田市帰宅困難者一時滞在施設

施設名

取 扱 配 慮 者 専 用 (授乳者、妊婦等専用) 可 利 用 の 方 の み の す る に 関 し て

要配慮者専用

障がい者等で

配慮が必要な方専用

当該する方のみ利用可

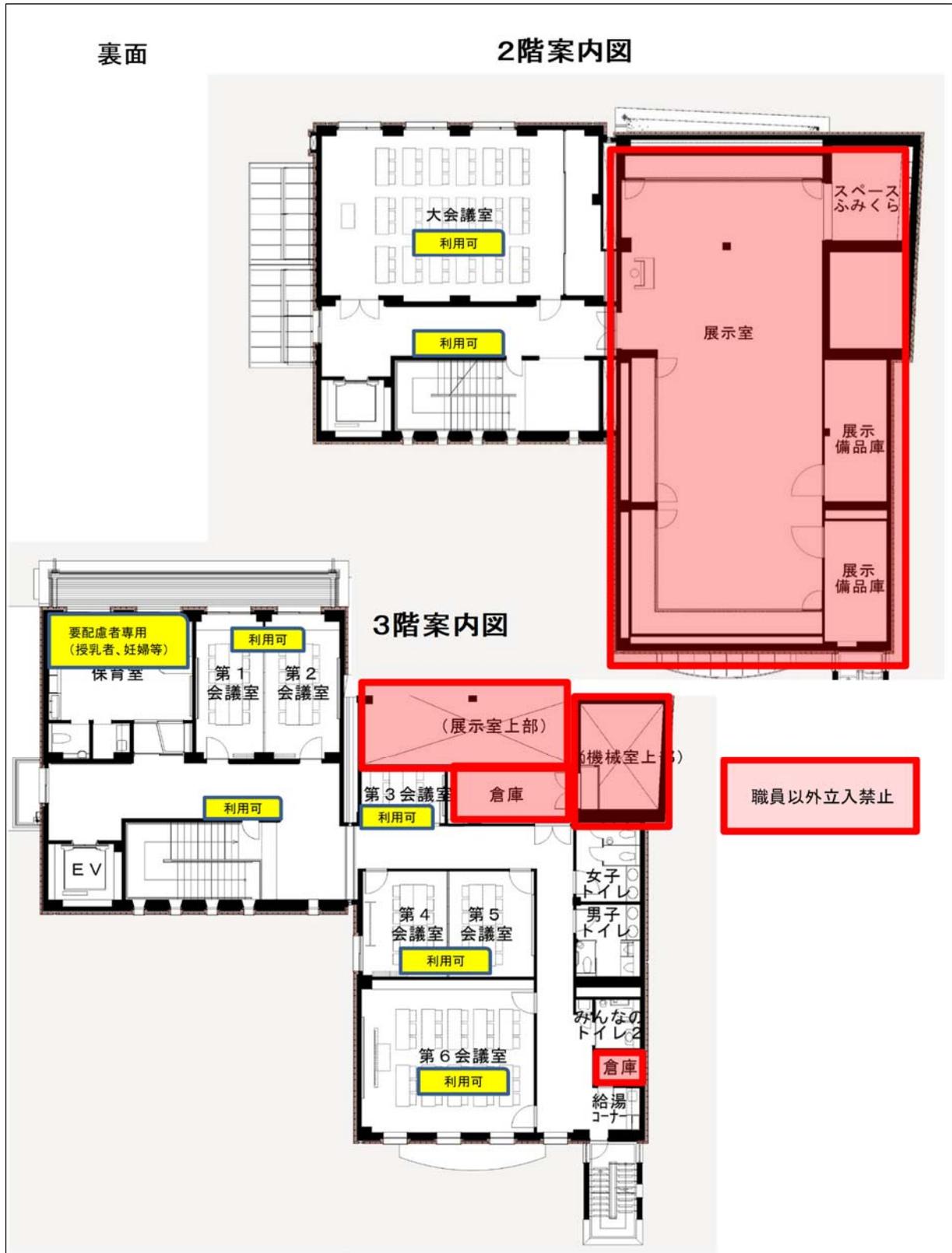
施設利用の注意事項

- ①妊婦、授乳が必要な方は○階の○○室をご利用ください。
- ②体が不自由な方は、○階○○室をご利用ください。
- ③飲酒、喫煙はご遠慮ください。
- ④ほかの方にご迷惑となるような行動は慎んでください。
- ⑤その他、職員、係員の指示にしたがってください。
- ⑥電車の復旧により退館する場合は、各階ごとに職員の指示に従い退館してください。
- ⑦エレベーターの使用は、職員の指示に従ってください。

退館(帰宅)の際は、怪我の恐れがありますので決して走らないでください。
退館の際には、受付時にお渡しした退館書を、1階受付に提出してください。

(4) 様式4：館内案内図





(5) 様式5：資機材・備品チェックシート

A 会議室等		詳細(規格種類など)	個数	保管場所	チェック	備考
1	椅子	会議室椅子1.8m×60cm	各室	各会議室		各会議室の椅子はそのまま使用
2	机	会議室机 1.8m×60cm	各室	各会議室		各会議室の机はそのまま使用
B 情報提供用機材						
1	ホワイトボード		各 会 議 室	各会議室		
2	ホワイトボードマーカー	黒 赤 青	2 2 3	事務室		
3	TV		1	休憩室		
4	携帯ラジオ		2	荷解室 3F倉庫		
5	ハンドスピーカー		1	1階カウンター		
6	館内放送は使用可能か	全員が利用できるか				
C 通信						
1	トランシーバー	トランシーバーは 全員使用できるか				
2	職員参集メール	職員はメール登録しているか				
D 職員の休憩用						
1	食料・飲料					
2						
E その他						
1	懐中電灯		1	1階カウンター		
2						
参考事項						

(6) 様式6：受入態勢チェックシート

A 建物の本体			備考 (問題有の場合詳細を記入)	
	問題あり	問題なし		
1	建物が傾いている	傾いている	傾いていない	
2	壁等に亀裂、ひび等があるか	亀裂等がある	ない	
3	隣接建物の倒壊があり、 本施設に影響があるか。	施設利用に支障	支障なし	
4	床、天井にはがれ、ひび等があるか	亀裂等がある	ない	
5	サッシュに破損はないか	亀裂等がある	ない	
B 建物の設備			備考	
1	エレベーターは使用可能か	使用不可	使用可	閉じこめ確認
2	扉は開閉可能か	開閉不可	開閉可	
3	照明等に損壊はないか	損壊あり	損壊なし	
4	館内放送は使用可能か	使用不可	使用可	
C ライフライン			備考	
1	水道は使用可能か	使用不可	使用可	
2	トイレは使用可能か	使用不可	使用可	
3	電気は使用可能か	使用不可	使用可	
4	ガスは使用可能か	使用不可	使用可	
5	電話(外線)は使用可能か	使用不可	使用可	
6	電話(内線)は使用可能か	使用不可	使用可	
7	携帯電話は使用可能か	使用不可	使用可	
D 周辺道路の状況			備考	
1	周辺道路は通行可能か(車)	通行不可	通行可	必須ではないが、確認できれば本部に状況報告
2	周辺道路は通行可能か(歩行者) JR町田駅まで	通行不可	通行可	必須ではないが、確認できれば本部に状況報告
3	周辺道路は通行可能か(歩行者) 小田急町田駅まで	通行不可	通行可	必須ではないが、確認できれば本部に状況報告
E お客様の状況			備考	
1	お客様はいるか	いる(名)	いない	
2	負傷者はいるか	いる(名)	いない	負傷者の状況等
3	要配慮者はいるか	いる(名)	いない	要配慮者の種別
F 職員の状況			備考	
1	職員は何名いるか	いる(名)	不足	参集予定も含め報告
2	負傷者はいるか	いる(名)	いない	負傷者の状況等
3	要配慮者はいるか	いる(名)	いない	要配慮者の種別
その他				

(7) 様式7：入館受付票

受 付 票		受付No.
住 所		
氏 名	(他 名)	
電話番号		
利用条件の承諾	いずれかに○してください。 1. 下記利用条件を承諾する 2. 承諾しない(しない場合は利用できません)	
施設利用のルール ①飲酒、喫煙はしない。 ②他の方にご迷惑となるような行動しない。 ③その他、職員、係員の指示に従うこと。 ④電車等の復旧の際に退館する場合には、各階ごと指示に従って退館すること。 ⑤施設内における事故等については、故意または重過失がなければ施設管理者は責任を負わないこと。 ⑥館内の器物を損壊した場合には、後日、修復に要した費用を負担すること。 ⑦エレベーターの使用は、職員の指示に従ってください。		
----- キリリ		
退 館 書		受付No.
退館時間	月 日 (時 分)	
氏 名	(他 名)	
退館に際して ①退館の際には、この退館書を1階受付でご提出の上、お帰りにください。 ②退館する場合には、係員の指示に従って退館してください。 ③館内の器物を損壊した場合には、職員に申し出てください。		

町田駅周辺地域エリア防災計画

発行 2020年2月
編集 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会
(事務局) 町田市防災安全部防災課
〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号
電話 直通 042-724-3218